

## 公立大学法人兵庫県立大学海外出張取扱要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、兵庫県立大学の専任教員のうち、海外に出張する者について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外研究員 教授又は研究の能力等を向上させることを目的に、その者の専攻する学問分野等について研究調査し、または学会等に参加する者。
- (2) 休職研修員 海外研究員のうち第3条第1号に定める最長期間満了後引き続き、公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程（平成25年兵庫県立大学規程第25号）第15条第3号の規定に基づき理事長が休職発令する者をいう。

### (海外研究等の期間)

**第3条** 海外研究員及び休職研修員の研究等の期間（現に勤務する場所から往復に要する旅行期間を含む）は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 海外研究員の研究期間は、原則として1年以内とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、1年以内に限り延長することができる。
- (2) 休職研修員の研修期間は1年の範囲内とする。

### (申請書の提出等)

**第4条** 海外研究員を希望する者は、部局長等が別に定める日までに申請書（様式第1号）を部局長等に提出して承認を受けなければならない。

- 2 部局長等は、海外研究員を希望する者の研究業績が顕著であり、本学教員としての活躍が期待でき、申請内容が適切であると判断した場合に承認するものとする。
- 3 部局長等は承認した場合、申請者に海外研究承認書（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 休職研修員を希望する者は、別に法人が定める手続により理事長に申し出なければならない。

### (変更承認等)

**第5条** 海外研究員がやむを得ない事情で承認内容を変更する必要があるときは、速やかに変更申請書（様式第3号）を部局長等に提出して変更承認を受けなければならない。

**(復命)**

**第6条** 海外研究員は、帰国後速やかに復命書を部局長等に提出しなければならない。

**(理事長への報告)**

**第7条** 部局長等は、海外研究を承認した場合は、速やかに承認報告書（様式第4号）に申請書の写し及び承認書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

2 部局長等は、第5条に定める変更承認をした場合は、速やかに承認等報告書に変更申請書の写し及び変更承認書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

3 部局長等は、第6条に定める復命書の提出を受けた場合は、速やかにその写しを理事長に提出しなければならない。

**(その他)**

**第8条** 部局長等が海外研究員となる場合については、第4条第1項、同条第2項、同条第3項、第5条及び第6条の「部局長等」は「理事長」とする。

2 この内規により難い事情があるときは、別に理事長が決定する。

**附則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。